

議案第 1 2 1 号

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 1 7 条 婦人保護施設の設置者及び職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、婦人保護施設の設置者及び職員が書面で作成、保存等を行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとするため、この条例を制定するものである。